

学校内の規則

1. 始業、欠席等の連絡

- ・ 8 時 40 分までには教室に入っていること。
- ・ 遅刻した場合はすみやかに職員室に行き、在室の先生に遅刻理由を説明し、遅刻入室届及びファイルに必要事項を記入、認印をもらってから教室に入ること。早退する場合はホームルーム担任にその理由を述べ生徒手帳に許可を受け、帰宅したら学校に連絡すること。
- ・ 欠席するときは、その日の 8 時～8 時 30 分までの間に保護者が Sigfy（シグフィ）で連絡すること。それ以降は、学校に直接電話すること。
- ・ 次の(1)～(5)は前もって担任の指示をうけること。
 - (1)新聞雑誌の刊行
 - (2)集会を催すとき
 - (3)校内外への掲示・チラシなどの配布
 - (4)募金するとき
 - (5)校地外へ出るとき

2. 服装、髪型等について

◇制服

本校の制服にはそれぞれの意味があります。誇りをもって制服を着ましょう。

- ・ ベレー帽（赤色／茶色）…愛・神と隣人に対する愛をあらわします。
- ・ ブラウス（白色）…潔白・心と体の潔白をあらわします。
- ・ ボレロ・ジャンパースカート（紺色）…聖母マリアの謙遜、慎みをあらわします。
- ・ 清潔に心がけ、質素、端正であること。みだりに流行を追うことのないようにすること。
- ・ 通学には必ず制服を着用し、校章は制服左胸につけること。靴下は黒ストッキングまたは白ソックスを着用すること。異装で登校する必要がある場合は、事前に許可を受けること。
- ・ 制服のほか、ベレー帽、カーディガン、コート、運動服（夏・冬）、通学靴、上靴、運動靴は、規定のものを使用すること。
- ・ ベレー帽は、入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式、朝礼、宗教的行事などには、必ず着帽すること。
- ・ マフラー、手袋は防寒用として登下校時に使用してもよい。
- ・ 髪は本校生にふさわしい清潔なものとし、パーマ、巻き髪、変色、エクステなどは禁止する。
- ・ スカート丈の長さは膝丈（膝頭より短いものは不可）とし、規定外の加工をしないこと。

3. 礼儀と規律

- ・ 日常の態度と行動は品位と規律あるものにしよう。
- ・ 言葉・姿勢は常に正しく、動作は節度あるものにしよう。
- ・ 聖職者・教職員・来客などすべての人には、校内外を問わずに挨拶をしよう。
- ・ 年長者との対応は常に礼儀をわきまえること。
- ・ 所持品には記名すること。
- ・ 学業に不必要な物品、多額の金銭を持参しないこと。貴重品はロッカーに鍵をかけて管理すること。
- ・ 下校鈴 夏季(4月から10月) 18時10分
冬季(11月から3月) 17時35分

4. 気象警報発令時の対応について

(1) 暴風ならびに大雪警報発令の場合

- ①瀬戸市または名古屋市に上記の警報のいずれかが午前6時30分の時点で発令されている場合は休校とする。
- ②上記警報が午前6時30分までに解除された場合は通常授業とする。
- ③生徒が登校した後、暴風警報または大雪警報が発表された場合、原則として生徒の安全な下校方法を確認した後、一斉下校とする。
- ④生徒居住地区の警報について
瀬戸市または名古屋市に暴風警報または大雪警報の発令がない場合でも、生徒が居住する地域に午前6時30分の時点で（または、学校へ登校する時刻で）上記の警報が発令されている場合は、その生徒は自宅学習とします。

(2) 特別警報発令の場合

「ただちに命を守る行動をとる」ことが求められます。

- ①瀬戸市または名古屋市に特別警報が発令された場合、臨時休校とする。
- ②特別警報が解除されても、解除の時刻にかかわらず、学校からの指示があるまで登校しない。
- ③生徒が登校する前に、居住する地域に特別警報が発令されている場合は登校をしない。

(3) その他の警報や異常気象の場合

上記の警報が発令されていないが、台風接近にともなう大雨警報や異常気象などにより、その後の生徒の安全確保が困難と予測される場合、学校長の判断によって休校または一斉下校とすることがある。